**第３回大阪府障がい者施策推進協議会**

**第５次大阪府障がい者計画策定検討部会**

**日時：令和元年9月18日（水）**

**14：００ ～ 16：００**

**場所：ホテルプリムローズ大阪**

**2階　鳳凰東**

■出席委員（五十音順、敬称略）

　上田　一裕　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

　奥村　　勲　　　公益財団法人　大阪府精神障害者家族連合会　副会長

　片山　宣博　　　社会福祉法人　産経新聞厚生文化事業団　事務局長

　叶井　泰幸　　　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　地域福祉部長

　黒田　隆之　　　桃山学院大学　社会学部　社会福祉学科　准教授　（部会長）

　小尾　隆一　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

　近藤　厚志　　　住道法律事務所　弁護士

　塩見　洋介　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　事務局長

　田垣　正晋　　　大阪府立大学　地域保健学域　教育福祉学類　教授

　寺田　一男　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

　長尾　喜一郎　　一般社団法人　大阪精神科病院協会　副会長

　長宗　政男　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　事務局長

　成澤　佐知子　　社会福祉法人　四天王寺福祉事業団　四天王寺悲田富田林苑　施設長

　福田　啓子　　　一般社団法人　大阪自閉スペクトラム症協会　理事

　福田　新吾　　　河南町　高齢障がい福祉課長

　古田　朋也　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　議長

　松本　晃幸　　　大阪府中小企業家同友会　経営本部障害者部長

　松本　信代　　　特定非営利法人　大阪難病連　理事長

○事務局

定刻になりましたので、ただ今から「第３回大阪府障がい者施策推進協議会第５次大阪府障がい者計画策定検討部会」を開催させていただきます。

　委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課でございます。よろしくお願い申し上げます。

　それでは、開会にあたりまして、奥村障がい福祉室長からご挨拶を申し上げます。

○室長

皆さま、こんにちは。大阪府福祉部障がい福祉室長の奥村でございます。第３回目の検討部会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

　委員の皆さま方におかれましては、大変、お忙しいところ、この部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年度、延べ６回の予定をさせていただいておりますこの部会ですが、今回が３回目ということでございます。前回の部会におきましても、新たな視点での貴重なご意見を多数、頂戴しておりまして、大変、ありがたく思っているところでございます。

　本日は、前回に引き続きまして、障がい当事者の生活場面における課題や施策の方向などについて委員の皆さまのご経験等を踏まえたご意見を頂戴できればと思っております。本日、ご議論をいただく、生活場面ですが、教育・就労・医療・文化・スポーツなど障がい当事者の方々の自立や、生活の質の向上に関わる、大変重要な分野となっております。引き続き、忌憚のないご意見を賜りますようにお願いをいたします。

　簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、本日、ご出席の委員の皆さまですが、配席図のとおりとなっております。なお、本日、医師会の前川委員、並びに泉大津市の深澤委員につきましては、ご欠席となります。現在の部会委員の総数は２０名であり、本日は、過半数である１８名の委員にご出席いただいております。第５次大阪府障がい者計画策定検討部会運営要領第４条第２項の規定に基づき、会議が有効に成立していることをお知らせします。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

　次に、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

　まず、１枚目に次第がございまして、めくっていただきまして、２枚目に配席図、それから、出席者名簿。　Ａ３の資料になります、右上に資料１－１と書かれたＡ３横書きの資料がございまして、そこから１－１、１－２、１－３、１－４とＡ３の横の資料が４枚ついているかと思います。資料の過不足等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　なお、大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配布資料とともに委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめ、ご了解いただきますようお願いいたします。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるようにゆっくりとかつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以降の議事進行につきましては、黒田部会長にお願いしたいと存じます。

○黒田部会長

はい。それでは皆さま、今日はどうぞよろしくお願いいたします。では、早速、議事を進めさせていただきます。

　初めに、本日の議題ですが、今日の議題は、「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）における各生活場面について」となっております。前回は、生活場面Ⅰの「地域やまちで暮らす」と生活場面Ⅵの「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」についてご議論をいただきましたが、本日は、残りの４つの生活場面、生活場面Ⅱ「学ぶ」、生活場面Ⅲ「働く」、生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」、生活場面Ⅴ「楽しむ」についてご議論をいただきたいと思っております。

　まずは、事務局のほうで、各生活場面の資料を準備しておりますので、そちらについて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

事務局の障がい福祉室障がい福祉企画課です。本日もよろしくお願いいたします。それでは、資料１－１から資料の１－４まで一括してご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　まず、資料１－１が生活場面Ⅱ「学ぶ」となっております。第４次大阪府障がい者計画後期計画における整理といたしまして、目指すべき姿。こちら、「学ぶ」分野の目指すべき姿としておりますのは、「障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学ぶことができる」とさせていただいております。今後の主な課題といたしましては、障がい児及びその家族に対して、身近な地域で支援を受ける体制の強化でございますとか、ライフステージの変化に影響されない継続した発達障がい児者への支援。また、多様化する児童、生徒、保護者のニーズに対応できる教育環境のさらなる整備。さらには、卒業後の進路を見据えた関係機関の連携と支援体制の充実となっております。

　施策の方向性といたしましては、３点、大項目がございまして、１つめが、「早期療育を受ける」となっております。検診の受診率向上であったり、療育支援の充実ということを方向性として掲げております。２点目に、「教育を受ける」といたしまして、それぞれのステージでの教育の充実であったり、インクルーシブ教育の推進といったことを掲げております。３点目に、「地域で学ぶ」といたしまして、生涯学習等について掲載しているところでございます。

　今回のこれらの計画に掲げました、課題であるとか、施策の方向性の項目というものをご参考にいただきまして、大きな視点でご議論いただければと考えております。

　続きまして、点字資料のほうは５ページからになっております。平成２８年度に実施いたしました、「障がい者の生活ニーズ実態調査の分析」とさせていただいているところでございます。表１から表４を用意させていただいておりますが、こちらはいずれも左、縦軸でございますが、こちらは、既卒の方が最終卒業学校または、在籍中の方が、在籍されていらっしゃる学校名というものを縦軸にしている、学校種別ごとに縦軸としております。それぞれの表で、困ったこと等の項目というものをクロス集計を取っているものになります。

　分析結果についてお話をさせていただきます。Ａ３の資料１－１の右下をご覧ください。点字資料は５ページのままです。表１からございますが、学校で困った・困っているということの最多回答が、「授業や学習の内容がわかりにくい」、次いで、「障がいに対する理解」、「通学が困難」というものでございました。学校種別では、小中学校が学習の内容がわかりにくい、支援学校、小学部から高等部でございますが、こちらでは、「通学が困難」、高等学校以上では、「障がいに対する理解」と回答された方が多かったということを反映しております。

　表２でございます。学校でして欲しかった、また、して欲しいことということの最多回答ですが、「将来の生活に役立つこと」、次いで、「就職につながること」となっております。学校種別での傾向といたしましては、小学校から高等学校では、「将来の生活に役立つこと」と回答された方が多く、高等学校以上の方となりますと、「就職につながること」と回答された方が多くございました。

　一つとんでいただきまして、表３。ポツでいうと、したから２つ目になります。学校での差別や嫌な体験ということを表３でお聞きしております。こちら、「その他」ということで、自由記述が一番、多く回答があったのですが、自由記述の内容といたしましては、「いじめにあっていた」、「１人にされることが多く困る」、「障がい理解が不足していて、的外れなアドバイスをされる」というものがございました。それ以外にも、あらかじめ、もともと設定していたという設問の中で、多かった回答ということになりますと、「無視される」または、「仲間外れにされる」というものが最多にございました。

　表４でございます。学習したいと思うときに困ることや不便に思うことということで、約４３パーセントの方が「特に困ることはない」という回答、もしくは、「学習したいことが特にない」ということの回答がございました。

　最も多い困りごととしましては、学習において、「障がいの特性に応じた配慮がない」、続きまして、「仕事や生活で必要なものというものがない」というものになっています。高等学校・支援学校高等部・高等専門学校等においては、仕事や生活で必要な内容のものがないという回答をされた方が多い傾向にございまして、学校でもっとして欲しかったということと、表２でございますが、こちらと同様の傾向ということが見受けられたところでございます。

　続きまして、資料１－２をお願いいたします。資料１－２では、生活場面Ⅲ「働く」について整理した表でございます。まず、１つめ、第４次の大阪府障がい者計画後期計画におきます整理として、目指すべき姿でございますが、こちら、「障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を生かして仕事に就き、働き続けている」ということを目指すべき姿として置いております。今後の主な課題ということで、４点、掲げております。「障がい者雇用の拡大と職場における障がい理解の促進」、「就職から職場定着、再就職支援までの関係機関による支援ネットワークの構築と強化」、「就労支援・就労継続支援事業の機能強化」、「障がい特性や個々の適性等に応じた効果的な職場定着支援」ということを掲げておりまして、続きまして、「施策の方向性」でございますが、こちらも３点、掲げております。１つ目に、実際に多くの障がい者が働いているということで、障がい者雇用の拡大であったり、企業等に対する理解促進ということを方向性として挙げております。

　続いて、点字資料３ページ目になっておりますが、２つ目。いろいろな場で障がい者が仕事をできる。そして、就労移行支援の機能強化であったり、工賃向上というものを掲げております。３番目の施策の方向性としまして、障がい者が長く働き続けることができる、この３つを施策の方向性としております。

　点字資料４ページ目からになりますが、続いて、平成２８年度障がい者生活ニーズ実態調査を掲げさせていただいております。

　こちら、表の１から８までございますが、こちらの縦軸といたしまして、いわゆる、一般就労と福祉的就労ということで、就労状況というものをお伺いして、それを整理させていただいたものでございます。

　まず、表１と２の分析をさせていただいたものが左の下にございます、分析結果というところでございます。こちらは、表１からわかることということで、現在の就労状況として最も多いのは、正社員以外ということで、アルバイト・パート・契約社員・派遣社員・日雇い等ということになっております。次いで、正社員、福祉的就労、就労継続Ｂ型ということになっております。ただし、有効回答数の約６７パーセントの方が働いていないという回答があったところです。

　同じく、表１からなのですが、今の暮らしの状況別ということで、親や兄弟の方と暮らしているという方が最多でございました。次いで、配偶者や子供と暮らす方というようになっています。

　表２でございますが、その３つ目のポツ、上から３つ目になります、今の就労状況と今後、希望する就労状況との相関ということですが、「正社員になりたい」と回答された方が最多です。一方で、「働きたくない」と回答された方も同程度いらっしゃいます。正社員以外の方は、今後、希望する就労状況を正社員と答えた方が多いのですが、そのほかは「引き続き、同じ形態で働きたい」と答えている方が最多となっております。具体的に、例えば、自営業の方は、自営業のままであったり、就労継続支援Ａ型（就A）の方は就Ａのままということで、最多回答が出ています。

　続きまして、表３から表５とさせていただいています。点字資料６ページになっております。こちら、表１から表５のほうは、一般就労の方の集計とさせていただいております。これらの方が働き続けたいと思う理由で、最多の回答というものは、「生活に必要なものを自分で買えるから」、２番目に「自分の好きなことにお金を使えるから」となっておりまして、これら２つの回答で、全体の６０パーセントを占めているところです。自営業の方が働き続けたいと思う理由で最多というものが、「仕事が好きだから、やりがいを感じられるから、自分に自信が持てるから」となっております。

　表４でございますが、一般就労の方ですね。一般就労の方が働き続けるために望むことということの最多が、「自分の障がいや病気のことを職場に理解して欲しい」。そして続きまして、いろいろな働き方。例えば、「時短であったり、フレックス勤務を認めて欲しい」、「職場において仕事のやり方をサポートして欲しい」ということになっております。

　そして、表５にございますが、一般就労の方が外出時に困ることや不便に思うことの最多は、「建物の設備が不便」となっています。そのほか、「移動に関する困りごと」というように掲げている人が３割程度、いらっしゃるということになっております。

　続きまして、表６から８。こちらは、福祉的就労の方と働いていないという方に関しての分析でございます。右下の分析結果でございます。点字資料は８ページになっております。表６からでございますが、福祉的就労及び働いていない方が働きたいと思う理由で最多というものは、「自分の好きなことにお金を使えるから」というものがございまして、続いて、「生活に必要なものを自分で買えるから」というものでございました。表７でございますが、働いていない方が働けないという理由につきましては、「体や気持ちがしんどくなるから」というものが最多でございました。続いて、表８でございますが、福祉的就労及び働いていない方が働くために望むことということの最多が、「自分の障がいや病気のことを職場に理解して欲しい」というものでございます。福祉的就労の方については、多い回答といたしましては、そのほか、「職場において仕事のやり方をサポートして欲しい」というものもございました。

　続きまして、資料１－３でございます。こちらは、生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」という項目でございます。まず、後期計画における整理といたしまして、目指すべき姿でございますが、「障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる」ということを掲げております。

　今後の主な課題といたしましては、３点ございます。１つ目が、「障がい者が身近な地域で過度な負担なく安心して医療サービスを受けることができる環境の整備」、２つ目に「医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実」、３点目に「高次脳機能障がい者支援の充実」となっております。

　点字資料２ページになっております。個別分野ごとの施策の方向性でございまして、こちらも大きな柱が３つあります。

　１つ目が、「必要な健康・医療サービスを受ける」としまして、医療サービスの充実であったり、重症心身障がい児者への支援というものもこちらの中に整理をさせていただいております。２点目が、「医療・社会的リハビリテーションを受ける」、３点目が「悩みについて相談する」となっております。

　続きまして、平成２８年度の生活ニーズ実態調査の分析でございます。点字資料３ページ目からになっています。こちら、表１から表４までにつきまして、対比という趣旨で、主にリハビリ、生活訓練、カウンセリングを受けていると、必要だけれども受けていないという方を軸にした分析というものを行っているところでございます。右の分析結果にまいります。

　表１からでございますが、１つ目に、受けている・受けたいリハビリ等の内容というものとクロス集計をさせていただきますと、リハビリ等の生活訓練を受けている人、必要だが受けていない方ともに身体機能の回復・維持、痛みを和らげるための訓練であったり、自立訓練また、自立生活のための日常生活・社会生活に関する体験、心理カウンセリングというものが多い状況でございました。

　表２でございますが、リハビリ等を受けていらっしゃる方の約９０パーセントが月に１回以上の通院というのをされていらっしゃいます。一方で、「必要だが受けていない」という方の２５パーセントが通院されていないと回答されています。表３なのですが、リハビリ等が必要だが受けていないという方でございますが、外出時に困ることや不便に思うこととクロスをさせていただきますと、最も多かった回答というのが、「困ったときに周囲の手助けがない・お願いしにくい」、次いで、「通行車両が危ない」という回答でございました。一方、リハビリ等を受けているという方の回答でございますが、「建物の設備が不便」というものが最多でございまして、続いて、「通行車両が危ない」といったものになっております。

　表４でございますが、リハビリや生活訓練等を受けている方は、受けていないという方に比べまして、ホームヘルパーや施設等の職員、かかりつけの医師や看護師等に悩みや心配事を相談する方というのが多い傾向というものが浮かび上がったところでございます。

　最後に表５でございますが、こちらは、病院や福祉施設等での差別や嫌な体験がある・ないという方と、病院での診察に困ることや不満なことということでクロスをさせていただいております。こちら、病院等で差別や嫌な経験がないと回答されている方でも、約４５パーセントの方が病院での診察時に困ることとか不安なことがあるという回答をなさっていまして、そのうちの約４割の方、３９パーセントの方が「医師や看護師などに障がいへの理解がない」、「医師や看護師などの説明がよくわからない」、「コミュニケーションが取りにくい」、「診察してもらえる病院が少ない」、「診察を断られる」といった病院の対応ということを回答されています。

　一方、差別や嫌な経験があると回答した方の病院等での不満・困ることといたしましては、「医師や看護師などの説明がよくわからない」、「コミュニケーションが取りにくい」というのが最多となっております。続いて、「医師や看護師などの障がいへの理解がない」といった回答になっておりました。

　続きまして、最後でございます。資料１－４をお願いいたします。こちらは、生活場面Ⅴ「楽しむ」という項目になります。まず、第４次大阪府障がい者計画後期計画におきます整理でございます。目指すべき姿としまして、「障がい者がより質の高い生活を楽しみ、生き生きと活動している」としております。

　今後の主な課題は、２つございます。障がい者の余暇活動や社会参加の充実・拡大、２点目は、スポーツ活動・芸術・文化活動の活性化を主な課題としております。点字資料は２ページ目からですが、施策の方向性が３点ございます。１点目が、余暇活動や社会参加に取組むということになっておりまして、余暇活動の充実と活動内容の拡大ということ等を掲げております。２点目が、スポーツ活動に取組む、３点目が、芸術・文化活動に取組むとしております。

　続きまして、平成２８年度の生活ニーズ実態調査の分析でございます。こちらは、暮らし方であったり、余暇活動の内容というものでまず、縦軸を取りましてから、クロス集計というものを行っております。

　点字資料３ページ目になっております分析結果です。表１からでございますが、暮らしの状況と日頃楽しむ余暇活動というものの相関関係というものを調べてみました。こちらでは、「家でゆっくり過ごす」と答えられた方が最も多く、２番目に「買い物や食事」となっておりました。暮らし方のうち、「友達とグループで暮らす」であったり、「病院」とお答えされた方の最多回答は、「買い物や食事」となっていますが、それ以外の暮らし方ということでございますと、「家でゆっくり過ごす」ということが最多回答となっております。

　表２でございますが、暮らし方の状況と余暇活動をする上での困りごとということで相関、クロスを掛けてみましたが、どのような暮らしをしているのか、どなたと暮らしているのかということの状況に関わらず、「金銭的な余裕がない」ということが最多で、次いで、「一緒に楽しめる友人等がいない」、「心身の状態が不安定になりやすい」といった順に多くございました。

　表３になります。暮らし方の状況で、特に回答が多かった余暇活動。「家でゆっくり過ごす」というものと、「買い物や食事」といったものなのですが、これら２点について、これと、「余暇活動をする上での困りごと」ということでクロスをしてみました。そうしますと、「金銭的な余裕がない」ということが最多になっておりまして、「家でゆっくり過ごす」と答えた方は、「買い物や食事に出掛ける」といった人に比べまして、「心身の状態が不安定になりやすい」、「一緒に楽しめる友人等がいない」という方の割合が高くなっていました。

　表４でございますが、「買い物や食事をする」といった方が、外出するときに困ることということで、整理をさせていただきました。こちらの最多回答は、「特に困ることはない」とお答えいただいた方が多いのですが、困ることといたしましては、「通行車両が危ない」ですとか、「建物の設備が不便」、「困ったときに周囲の人の手助けがない」とこのような順に多くなっています。

　表５でございますが、日頃の生活でストレスの有無というものと、日頃楽しむ余暇活動とで少しクロスを掛けてみました。そうしますと、「家でゆっくり過ごす」や「買い物や食事に出掛ける」といった方は、約７３パーセントの方が「ストレスがある」と回答されていました。一方で、「映画や演劇・博物館・美術館などの鑑賞」、「スポーツ・レジャーや旅行」と回答されている方の３２パーセントといった方は、「ストレスがない」という回答をされていたということでございます。

　以上、資料の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございました。それでは、ご意見を頂戴したいと思いますが、本日は、４つの生活の場面がありますが、特に順番は関係なく、全体的にご発言いただければと思います。ただ、主にこのあたりの生活場面についてということを最初にご説明いただければと思います。およそ１６時くらいまでとなっていますので、今日も全員の方に一言ずつ、ご発言いただきたいと思いますので、できるだけまとめてご発言いただければと思います。最初に、ご所属とお名前をお願いいたします。

　では、どなたからでも構いませんのでご意見をいただければと思います。では、委員お願いいたします。

○委員

　いくつかあるのですが、全体を通してでよろしいのでしょうか。課題ごとに分けなくて。

○黒田部会長

　分けなくて、全体で構いません。

○委員

　こんにちは。そうしましたら、真ん中から一気に意見を言わせていただきます。このデータは卒業されてからかなり経っている方も含めてのデータになっているので、卒業してから時間が経っている方も含まれているという理解でよろしいのでしょうかね。そうでしたら、最近の状況を見るために若年層はどのようになっているのかというデータの出し方が必要ではないかと思いました。このデータを見て言えることですが、まず、困りごとの最多が、「通学が困難」が２９４人で２２．５パーセントになっています。小・中・高・大学いずれにも困難がありまして、前回、配っていただきました全体集計では、障がい別の割合も出ているのですが、この、知的・身体・難病・発達・精神の順で割合が多かったと見ることができます。そして、どの障がい種別においても通学の困難は、１０パーセントくらいあったということです。

　通学の問題については８月に、府知事と大阪市長が障がい児者の通勤と通学の問題について取り上げていただきまして、通学の支援事業を来年度から実施すると、大阪府独自事業で実施するということが報道されています。通学が困難な状況については、本人の障がい状況が重度か軽度かだけではなくて、家族の状況ですね。家族が就労している、あるいは、病気であるというようなそのようなものにも大きく左右されますので、障がい種別、等級によらず、いろいろな困難な状況が通学にある者を広く対象としていただいて、小・中・高・専修学校・大学なども含めて、大学は別の制度がありますが、対象としていただきたい。枚方市の通学支援事業というものがありまして、ここではもう、障がい種別とか、等級に関係なく、利用できるという制度になっております。家族がやはり、困難な状況にあるということも踏まえられていますので、そのような制度をぜひ、参考にして実現していただきたいと考えています。

　それから、大学就学支援というものが、重度訪問介護対象者で、去年から国のほうで制度化されているのですが、単価が１，６００円で高い。そして、大学まで結構、遠いのに、交通費の別途支給もないという状況にもなっていますので、そのような制度の改定などもまた、国に求めていただきたいと思っています。

　それから、インクルーシブ教育の推進が書かれているのですが、もう、今の時代、これからの長期計画ということであれば、障がいのない者と同じ場で学んでいるということをまず第一に掲げて、インクルーシブ教育の項目を章の冒頭に掲げていただきたいです。全ての障がい者のインクルーシブ教育を幼稚園から高校・大学まで含めて、実現していくことができるのだという姿勢をまず、示していただきたいと思っています。また、支援学校の支援教員配置と同等となるよう、大阪府として、地域の全ての学校での教員配置を大阪府の財源で補助するということもぜひ、ご検討いただきたいと思う。

　それから、通学とか学習支援、医療的ケアという課題は、幼稚園から大学まで、いずれの場合においても共通する課題ですから、インクルーシブ教育の推進という項を最初に持ってきて、その中で触れていただきたいと思っています。今のデータの全体集計でも、「授業や学習の内容がわかりにくい」というものが１１パーセント、「理解してくれる先生・友達がいない」が１０パーセント、「助けてくれる人がいない」が５パーセント、「一緒に学ぶことができない」が４パーセントあります。そして、「無視される・仲間外れにされる」というものは今回、クロス集計でも２３パーセント、「障がい学生に応じた配慮がない」が１４パーセント、これらは、支援学校の小中では普通学校に比べて少ないのですが、支援学校高等部では、普通高校と同じような感じで出ています。特に、それぞれの課題を集約して、障がい特性の理解とか合理的配慮をどのように進めていくのかということが重要な課題であると思います。特に、高校や支援学校の高等部は、いじめや差別が多いと出ていますので、特に対策を講じていただきたいと。

　それから、支援学校に分けると、今、卒業後とか地域移行での支援に携わっていますと、やはり、分けられることの弊害ということが多分に出てまいります。もっと小さいときから健常児と一緒に暮らすことができていれば、そんなに悲観することもない、コンプレックスを感じることもない、もっと自由に堂々と生きていくことができたのではないかと思われます。親からも離されて、同じ障がいの場だけで過ごすとやはり、そのあとの生活のし辛さですとか、生活経験・社会経験の不足というものをどうしても卒業後も抱え、引きずることになっていますので、もう、支援学校をこれ以上、増やさないでいただく。それと今、支援学校でも集中することによって、問題は出ていると思いますので、その問題の何が原因で、どこに焦点を当てて解決していくのかという根本解決のための方策を検討していただきたいと思います。

　それから、小中学校教育の充実のところでは、やはり、就学指導において、本人・保護者の意向を最大限、尊重し、まず、地域の学校へ受け入れるといった意識を持った指導をぜひ、していただきたいです。それから、現在の就学決定の仕組みも周知して、障がいがあるという理由だけで就学先が決まるのではないということを必ず、周知徹底いただきたいと思います。

　それから、小中学校で、インクルーシブ教育、共に学ぶ必要性を再度、認識をして、お互いの理解を深めるとか、仲間としての認識を持つ、違いを認め合う教育を進めていくことを明記いただきたい。

　それから、他の児童と同じように学ぶことができるように合理的配慮の好事例をぜひ、集約して研修等で全ての学校に教えを広げていただきたいと思っています。

　また、結構、相談支援をやっていますと、教育委員会も個別支援計画をなかなか見せてもらえない。ただ、本人さんは、やはり地域で暮らしているわけですから、地域の課題と学校内の課題を付き合わせていくケース検討などがもっとできた方がよいだろうと思っていますので、障がいへの相談支援と学校の連携なども課題になってくると思います。

　それから、後期中等教育、高校の部分ですが、今、どうしても普通高校は入試がありますので、支援学校高等部に集中する、支援学校が一杯になる、それでまた、増やさなければいけないというそのような悪循環になってきていると思います。だから、その根本的な解決策として、やはり、高校に希望する障がい児をどのように受け入れるのか、普通高校で学ぶことができるための手立てとして、自立支援推進校ですとか、人員配置、人員加配とかですね、そのようなことを検討していくことが必要だろうと思います。

　また、卒業後のことなのですが、やはり、就労だけではなくて、障がいがあってもどのように暮らしていくことができるのか、誰も教えてくれないということはよくあることですから、学校時代からどのように重い障がいがあっても地域で普通に暮らすことができるのだということを自立生活ですとか、地域生活の見学、自立生活プログラムをもっと、取り入れていくべきだろうと考えています。「働く」などもよろしいですか。

○黒田部会長

　１回、他の方もいただいてからもう一度、２回目を取りましょうかね。ありがとうございました。主に、今日の議題の中の１つ目についてご意見をいただいたと思いますが、まずは、ほかの皆さまからも全ての生活場面についてでも構いませんので、ご意見をいただいてから２回目に持っていきたいと思いますが。お願いします。

○委員

どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、「学ぶ」というところから話を始めたいと思っております。これは、ご存知の方も多いと思うのですが、３カ月検診におきまして、聴覚障がい者を発見するということは、大変、メリットがあるという報道がございます。それと同時に３歳児検診における弱視の子どもたちの発見が必要であると。特に、弱視の場合は、３歳児検診から実際に矯正等の補装具を着けることによって、学齢期には多くの方が治るという事例があります。しかしながら、難聴の方々をはじめ、小学校に上がってから初めてそこで発見されたのでは、治る確率が低くなるという状況がございます。

　次に、アンケートの中にございました、「障がい者理解が教師の立場から見ると、あまりなされていない」と。この課題の一つには、３年経つと学校は変わるということがテーマになるのではないかと思っております。せっかく、他の学校から支援学校に来て、障がい者理解が進んだ所でやっとこれからというときに、３年経ったから次の学校へということが繰り返しのように思われますので、この３年をできれば、５年なり６年に伸ばしていただくと、そのあたりの課題が解決し得るのではないかと考えております。

それから「働く」ということでございます。大変、残念なことなのですが、障がい者の雇用は伸びております、しかしながら、ハローワークのデータを見ますと、視覚障がい者の就労率が下がっているのですね。これはどのようなことなのかと考えますと、このアンケートのデータの中にあります通り、歩くこと、移動支援が大変な課題であると。とりわけ、公共交通機関を利用しにくい、あるいは、点字ブロックがわかりにくい、そのようなことがありますので、先ほどからありましたように吉村知事が出されるとおり、この移動支援を使うことによって、このあたりが解消されるのではなかろうかと思います。また、定着支援事業も昨年から始まっているわけですが、これが視覚障がい者なり、あるいは、重度の障がい者に対しても実際に機能的に働いているのかという検証は必要かと思うのです。また、途中で病気になった者が、病院に行ったあと、リハビリテーションで、しっかりと治すという部分で、５年以上かかっているというデータがあります。大阪府をはじめ、南北の視覚支援学校、大阪府にある視覚障がい者の３つの団体と大阪の眼科医会が一緒になって、スマートネットという連絡先等を提供するためのネットワークがあるわけですが、これをもう少し有機的に生かしていくことによって、その部分の社会復帰を希望する方が１日も早く希望通りに元の職場に、職種は変わったとしても、戻ることができるように働きかけ、あるいは、道を作ることが必要になってくるのではないかと考えています。

　次に「医療」の問題です。これは次のただし書きと一緒なのですが、大変、バリアが多い。心のバリアも多いのですね。特に、地元の医院にかかろうとしても、視覚障がい者の場合、車椅子に乗っていると、お医者さんにかかることができない、それよりも玄関に入ることができないということがあります。それと、先ほどのアンケートの項にもあったように、Ｘ線、あるいは、ＭＲＩなどのデータ、あるいは血液のデータを説明するときに、具体的な内容を見えなくても伝わるようなものの声の掛け方。例えば、前頭骨が何とかかんとかと言われても普通はわからないので、おでこの骨の右目のほうに腫瘍がありますのでそれを取りますと、具体的なところをやってもらうと良いのではと思う。これには一つ、大阪府のホームページの合理的配慮のビデオマニュアルにそのようなところは載っていません。そのようなところに配慮していただきますように、できるだけ、そのような情報提供の投げ方につきましても現場の先生方にお伝えしていくような働きかけも必要であろうと考えているところです。あと、もう他はよろしいですか。

○黒田部会長

　もう少しですから大丈夫です。

○委員

　次に「楽しむ」です。これも先ほど申し上げた、バリアが大変なのですね。地元のプール、公民館などここに大きなバリアがあります。ただ、ありがたいことは、今日現在、中級の大阪府障がい者スポーツ指導員の推進をしていただいております。改めて御礼申し上げます。これを推進するとともに、地元における公民館の研修とか、サークルにおいて、心のバリアフリーが働くこと。そうすると、障がい者全体にとって、社会の中で生きていると、そのようなことが必要ですが、社会の中におけるインクルーシブとお互いに認め合いながら生きていくという部分の啓発等が今後一層、進められていくことが重要だと考えています。特に、その場における、建物のバリアフリーと心のバリアフリー。一度に解消することは大変、難しいと考えておりますが、やはりこれは、一つの大きな課題になってきます。地域で生活するためにはやはり、このようなところも一つ、力を入れていただければと考えています。以上、ありがとうございます。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございました。では次に、できましたら、医療関係のことがありましたので、少しご発言いただければと思います。

○委員

　大阪精神科病院協会の方ですが、特に精神科、精神障がいの方々といつも接する場面が多いと思います。我々は、精神障がいの方々をたくさん、対応することが多いのですが、やはり、精神科でも障がいの特性というものがありますし、他の障がいを知ることがまず、基本にはあるのだろうと思います。私も、この会議を通してかなりのことを知ることができましたし、この会議を通してももっともっと、広げていかなければいけないと思いました。

　当初は、視覚障がい者が夜間でお困りになっているということは身近に感じましたし、昼間から邦画でも字幕がいる、普段、必要なのだというところをまさしく、そのとおりだと思いますが、その障がいを知らない方にとっては、少し、馴染みがない、わからないという感じが多いのではないかと思いました。

　今回、４つの、「学ぶ」、「働く」、「心や体」、それから、「楽しむ」とありますが、特にこの中でも「楽しむ」ですか、「楽しむ」にあたっては、一般の方々、障がいのない方とのその差異がどのようであるのかと思いました。家でお過ごしの方もたくさん、おられますし、家で楽しんでおられる方もおられますが、特にこの「楽しむ」の場面では、その差がどこにあるのかということをもう少し知りたいと思いました。

　最初に戻りますが、１－１では、やはり、障がいの方々の「学ぶ」という場面ですが、表の４の特に太線で囲まれている部分は、「仕事や生活で必要な内容のものがない」と。どのようなものがないのか、今も具体的なことを知りたいと思いました。それから、体を大切にするということで、私は医療ですから、特に精神障がい者の方は、精神疾患をお持ちなわけですが、特に医療が高い、医療との結びつきが高い障がいではないかといつも言われております。高次脳機能障がいというものが、今後の主な課題の３つ目にありますが、この障がいにあたっても、精神科でもニーズがありまして、まだまだ精神科では広がっていないのですが、精神科でも関心を寄せている部分であります。

　また、個別分野ごとの（１）の②ですか。医療依存度の高い、ここは重症心身障がい児者ですか。僕は、もちろん、精神障がい者も高い方であろうかと思っています。また、表の５、右のほうですね。この資料１－３の右にあります、病院や福祉施設での差別や嫌な経験がある、病院での診察で困ることや不満があるということで、淋しいことではありますが、医師や看護師などに障がいへの理解がないとか、コミュニケーションが取りにくいといったことが多くの数字で示されています。非常に淋しいことでありますが、実際として、このように喋りにくい現状があろうということでありますが、最近、今年になってから、私ども精神科の病院でも、医学生の５年生のときから１週間研修、精神科病院の中に入っていただいて、研修する場面ができています。たった１週間なのですが、月曜日に来られた方が金曜日には、「思ってもいなかった」というような言葉で作文を書いて、その偏見のようなもの、コンフリクトといったものに対して、反省の面を述べておられる方が非常に多いという実情があります。これは、他の障がいでもその障がいの方々を経験することで、障がい者を知る、そこに一番、良いことがあるのではないかと思っております。

　それから、最後の１－４。「楽しむ」ですが、これは、先ほども言いましたが、障がいのない方々でもこのようないろいろな楽しみ方が、個別性があろうかと思うのですが、どのようなところが一番、「楽しむ」という部分になるのかと。最近では、部屋の中で映画を見たり、ゲームをしたりして楽しんでおられる方も多いと聞いていますが、特に、今後の主な課題のスポーツ活動ですか、ここでは、精神科の方でも、日本スポーツ精神医学会を通してでも、サッカーやフットサルなども世界大会が一昨年、平成２９年にも堺でありましたし、非常にこの精神医学に対しても、障がい者にとってもスポーツは不可欠なのだということを示していただいております。来年はパラリンピック、そして、これまでも知的障がい者の方々には、スペシャルオリンピックスというものがありますし、その、スポーツを通してのやりがい、楽しみ方というものは様々あると思いますので、これからも広げていくことができるような社会があれば良いと思っています。早口ではありましたが、以上になります。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。では、他にございますでしょうか。はい、委員お願いします。

○委員

　私は少し、時間の関係もあるので、「教育」のところだけ先に私の考えをお話させて欲しいのですが、第４次の計画の「教育」のところの、前書きというのでしょうか。現状の評価課題のところに書いてある文章ですね、今にもピッタリする表現がされていると思うのですが、非常にニーズが多様化しているということと、そしてそのような多様化したニーズを踏まえて、児童・生徒の可能性を伸ばす教育環境をさらに成立させるということ。そして、本人や保護者の意向を尊重するということ。そして、多様な進路選択を提供していくということ。そのような太い柱を示されていたと思うのですね。先ほど来、インクルーシブ教育の話があるのですが、私は、インクルーシブというものはもっと、広くとらえるべき概念だと思っています。ざっくり言いますと、排除しない教育といいますかね。何というのでしょうか、先ごろの新聞を見ていても、例えば、９月１日の毎日新聞でいいますと、支援学級でいうと、外国籍率が２倍になったと。あるいは、９月３日でいいますと、その支援学級がブラジル人収容所になっているというようなこのようなセンセーショナルな見出しもありましたが、小４で外国語、ポルトガル語ですかね、そこを母語としているというところもあるので、通常学級から排除されて、掛け算も教わっていないというような子どもさんの話が書かれていました。

　つまり、インクルーシブというものは、やはり、そのような方たちも含めた教育をどのように提供していくのかという太い考え方を示すそのようなことだと私は理解しています。考えてみますと、今年は、養護学校が義務制になって４０年ということになるのですが、それ以前は、教育そのものから障がいがあるということだけで排除をされていた歴史があるわけですよね。就学猶予免除ということもあったと思います。それが、義務制を一つの契機にしながら、全国で学ぶ場の整備というものが進められ、障がいがあってもその教育を受けるというそのようなことが当たり前に広がってきて、そしてそのような障がい児学校と障がい児学級と普通教育ですね、そことの連携も含めたその障がい児教育の実践の積み上げというものが一つの大きな財産として、構築されてきたと思うのですね。だから、先ほど、第４次計画の前書きにもありましたようにやはり、多様な選択肢を、その子に必要な教育の場として、選択ができる機会をしっかりと保証してあげるということがやはり太い、大きな意味でのそのインクルーシブにもつながっていくし、さらに言えば、あるべきは、例えば、通常学級での教育だとするならば、そこの教育環境をどのように整えていくのか。例えば、少人数教育などですね、そのようなものがより徹底されないとそこから排除される子どもさんというのはやはり、本人が望む、望まないに関わらず、生まれてくるということになるわけでね、やはり、環境整備抜きにインクルーシブという場の統合だけでとらえることはどうなのかと私自身は思っています。

　そのような意味で言いますと、大阪府の教育委員会自身が、試算を出した２０１７年から２０２６年までの１０年間で知的障がいの支援学校を必要とする児童・生徒が１，４００人増えるという試算なのですが、これに対して、学校建設ではなくて、例えば特別支援教室をつぶしていくとか、通学校区を変更していくとか、知的障がいの子どもを肢体不自由の学校に入れていくとか、そういったことでのその対応ということが教育環境を整備していくという流れとやはり、逆行しているのではないかというのは、これは私の個人的な意見です。これを計画の中にどのように盛り込むかということは相当、難しい話だと思いますので、これは私の意見として、述べさせていただくに留めるのですが、やはりその、何というのでしょうかね、一方で、その教育条件をこれは、端的に言って悪化させていると私は思うのですが、そのことを放置して、やはりそのインクルーシブということを唱えてもこれはなかなか、一方では、その教育条件から排除されているその児童がたくさん、生じているというこのようなことを見据えて、トータルとしてその教育をどのように整備していくのか、拡充していくのか、このようなことをやはり、しっかりと考えていかなければいけないと思っています。

　それともう一つ、多様な進路選択ということでいうと、どうしてもこの数値目標で書いているように、一般就労の数値ですね、結構、絞られるような形ですね。特に高等支援学校などの就職率１００パーセントというようなものに生徒を動員してくるような姿ですね、ここも私どもがいろいろと相談を受けている中で、本人さんは、就労継続の事業所に行きたいのだけれども、Ｂ型に行きたいのだけれども、学校から強く、一般就労を勧められて不登校になった方がいらっしゃるのですが、やはり、本人がこのように生きたいとか、このようにしたいとか自分で決めることができるのは素晴らしいことだと思うし、それが一つの教育の成果として出ているときに大人の都合というか、学校の都合というか、学校の就職率を引き上げていくという流れの中に乗せていくような実態もあるとするならば、このような計画といったものが、どのように使われているのかという、そのような視点からしっかり捉え直して、この第４次の前文にあるようにやはりその、本人や家族の選択、そして、多様な思いをその教育が広く受け止めて、そしてその子にふさわしい教育環境を整えて、教育を提供していくというかね、そのようなものとしてぜひ、教育を考えて欲しいと思いました。以上です。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございました。この場では、多様な意見をおっしゃっていただいて、それを我々の方に提言するというかたちになっていますので、皆さんの色々なご意見をいただければと思っております。何かありましたらいかがでしょうか。

○委員

私は、２つだけお聞きしたいのですが、まず、生活場面の「働く」というところで、就労されている方の障がい者別、いわゆる、身体障がい者、視覚障がい者、聴覚障がい者といろいろ障がい者がありますが、障がい者別の人数を把握されているのかどうか。ある場面にしますと、私は、寝屋川市に住んでいるのですが、寝屋川市では、寝屋川市の市庁舎で障がい者の雇用の人数は、把握されておられました。ただ、障がい者別にお聞きすると、「個人情報保護法で言えません」といわれまして、名前を聞いているわけではないので、人数を知りたいと言っても結局、言ってもらえなかったということは、おそらく、把握されておられないのではないかと思うのです。大阪府でも、今、この表に出ている、障がい者が就労されている障がい者種別で把握をしていただきたいと。それが一つと、もちろん、それは、精神障がい者がもっと就労できるような方向へ持って行って欲しいということがあるわけですけれどもね。

　それと、もう一つは、「心や体、命を大切にする」の場面。この中で、「医療サービスの充実」というものがありましたが、精神障がい者の、重度精神障がい者の１級の手帳をお持ちの方は、他科、いわゆる、内科とか外科とか自分の障がい以外の診療を含む助成を受けることができるのですが、２級・３級は受けることができない。重度の精神障がい者も２級も生活の上では、そのように大きく差はないわけで、これが、助成を受けることができないというのは、問題ではないか。そして、大家連としては、大阪府へ毎年お願いを継続しているところです。この２つを今、ここでお願いをしておきたいと思います。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございました。後半のほうは、医療費補助のことでご意見を伺ったということにしたいと思いますが、雇用について、障がい種別の人数というものは、おそらく、把握されていると思うので、事務局のほうでお答えいただけますか。

○事務局

自立支援課と申します。よろしくお願いいたします。私どもで把握している数字としまして、福祉施設から一般就労をされた方の数字というものを毎年、拾っておりまして、直近の平成３０年度の数字になりますと、福祉施設から一般就労へ移行されたという方が１，８３８名いらっしゃいます。１，８３８名のうち、精神障がいの方が８３７名、参考までに身体障がいの方が１７５名、知的障がいの方が４５０名、発達障がいの方が３２１名。あと、高次脳機能障がいの方と難病の方で残りの数となっております。よろしいでしょうか。

○委員　（了解）

○黒田部会長

　では、ほかにご意見をいただきたいと思いますが、お願いいたします。

○委員

　すみません、すみません。今の質問に対する答えになっていないのではないですか。おっしゃったこと、僕の勘違いだったかもしれないのですが、障がい種別の雇用数、就労数がいくらかという話であって、今、移行数の話をお聞きになったのですか。僕、少しそれがわからない。

○黒田部会長

　はい。もう一度。

○事務局

　我々が把握している数字として、福祉施設からの移行の方の数という者を把握しておりまして、その数を今、お示しさせていただきました。

○黒田部会長

　先ほどおっしゃっていたことは、Ａ型のような方ですか。

○委員

　就労した方ですね。

○黒田部会長

　どこからということでしょうかね。

○委員

　どこからでもよろしいですよ。その障がい者が就労して。

○黒田部会長

　障がい者雇用の枠の中で雇用されている方というのは、実際は把握されていますよね。

　事務局のほうで説明をされますか。特に数値がというよりも、そもそも種別で把握しているかどうかということだと思うのですが。

○事務局

　すみません。商工労働部の就業促進課なのですが、大阪労働局のほうが、毎年、６月１日現在の民間企業における雇用状況というものを把握している統計があるのですが、今、手元にその細かな数字を持ち合わせておりませんので、そこでどのような内容が計上されているかということをまた確認させていただきたいと思います。

○黒田部会長

　はい。わかりました。おそらく、一番の疑問は、地元で答えられなかったという部分が疑問の発端だと思いますので、それが解決できたのであれば。それでよいのではないかと思います。何でも遠慮なくご意見ください。ではすみません。委員お願いいたします。

○委員

全体的なところで、３つほど提供したいと思います。生活場面を切り取ることで、前にも言いましたように、抜け落ちたり、漏れたりということがこれでまたいくつか出ていますので、まずその。いわゆる、つなぎが悪くなっているという話を１つ目にしたいと思います。やはり、支援情報ですね。一人一人がどのような支援が必要かという情報を福祉とか教育とか労働でぶつ切りにされてしまう。そのようなことがそれぞれのところで起こっていると思いますので、１人の人についての情報をうまくつないでいくような仕組みをやはり、実用しておかなければいけないのではないかということが１つあります。

　それから、就労のサービスと、福祉サービスがなかなか、両方を一度に使うことができないのが現実ですから、働いていると、そのような福祉サービスは駄目よとかいうことになりますので、そのようなところもおそらく、つなぎの問題だと思います。

　それから、前回、災害のところで、言い忘れたのですが、この健康のところとのセットで、災害のところは、自然災害だけではなくて、新型のインフルエンザの流行とかそのようなものへの体制を障がい者はどのようにするかという問題が非常に大きいと思いますね。診察を拒否されたり、あるいは、特別な待合室を用意しなければいけないなど、いろいろなことを想定しなければいけないと思いますので、この生活の場面を分けることで見えにくくなっていると私は思いますし。

　さらに、「楽しむ」との関連のところで言いますと、アメニティの情報とバリアフリーの情報がなかなか、リンクしていないのですよ。このように楽しい催しはあるのだけれどもなかなか、参加できない。あるいは、行くことはできるのだけれども、そこには何も面白いものがないという。そのような意味で言いますと、アメニティの情報とバリアフリーの情報とを一緒に考えていかなければいけないというこのような類の問題が生活場面を切ってしまうと消えてしまうわけでそこはぜひ、留意をして記述していただきたいと思います。

　２つ目は、新しい支援ツール。いろいろなＩＴ技術とか、ロボットとかＡＩとかいったものを活用したことがそれぞれの場面でたくさん、出てきています。「学ぶ」でも、「働く」でも「健康」のところでも良くあります、沢山、出てきているのですよね、そのような視点がやはり、抜けているという気がしますね。学校教育では、当然、タブレットを使って一人一人に合った教材を色々開発をしたり、あるいは、それを活用した授業が進められたりということがありますし、卒業してからも学ぼうとして、単にどこそこの文化教室、カルチャーセンターだけではなくて、インターネットを使った新しい学びのものとかいろいろあると思いますし、最新の支援技術を使った「学ぶ」であったり、最新の支援技術を使った「働く」であったり、「健康」であったり、「楽しむ」というそのような新しい支援技術を入れたという視点がおそらく、２つ目にしてきているのではないかと。

　３つ目なのですが、これは賛否両論あると思います。家族の視点がないのですよ、家族の視点が。若干、発達障がいのところで、家族支援ということが出てくると思いますが、これは何も、発達障がいだけではなくて、いろいろな意味で障がいのところから障がい児を育てるそのような家族の支援という視点がおそらく、あると思います。さらにその障がい者が家族を形成する家族形成支援、さらには、家族を保育する家族保育支援、あるいは、家族を介護する家族介護支援、障がい者も当然、結婚したり、子どもを産んだり、介護をしたりと出てくるわけで、そのような視点が本当に出てきていないという気がしますね。

　だから、少なくともつなぎの問題と、新しい支援ツールの問題と、家族の問題と、これをどこかにうまく埋め込んでいただきたいと思っています。以上です。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございます。それでは、どうぞ。

○委員

　本当は最初にお話をするべきだったのですが、数字の読み方について、少し、釈迦に説法だと思うのですが、今回実は、いくつかのクロス集計は、複数回答のクロス集計をお示しいただいているのですね。ということは、どれが複数回答になったかということは、今回ここでは、今日の資料には示していないのですが、前にいただいた、この前回の計画の表がたくさん書いてある、数値ばかりが書かれてありますが、それと照らし合わせると良いのでしょうが、結論的に申し上げると、この縦の列の足し算というのは少し、差っ引いて考えたほうがよいと思います。なぜかというと、クロス集計、これは、複数回答していますから、例えば、ある方が３つくらいのものに丸を付けている人もいれば、ある方は１つだけということもあるのですね。そういうことは、単純にその足し算をして、多い・少ないという議論は、これはもちろん、議論としてはこのような審議会は別に統計の専門家の議論ではありませんから、大いに結構なのですが、ただ少しそれに関しては、ご留意いただいたほうが良いのではないかということです。そして、プラスしてその分、例えばその１人の方が複数のところに丸をしているケースというのは、おそらく、ここの委員の先生方はむしろ、このアンケート以上にご存じだと思いますので、そのような視点で何かご議論などを出す方が良いのではないかと思いました。全ての項目の複数回答について、そのようなことが言えるのではないかと思います。

　それから、最後に、先ほど、委員がおっしゃったことに少し付け加えて申し上げますと、最近、出てきたのが、障老介護ですね。そのようなものがあるのですね。この言い方が定着しているかどうかは別として、障がいを持っている中年の方が高齢者の親御さんを介護するという話が実は、あるのです。時々僕も相談に関わるのですが、両方が車椅子に乗っておられるとか、片方はケアマネを使っていないけれども、片方はケアマネを使っているとかいうような状態もあったりしますので、今、おっしゃったような障がい者の方が家族を持って自分の子どもを育てるとか、あるいは、高齢になった親御さんをどのようにするのかというそのような話というものは、避けて通ることはできないでしょうと。

　それから、２つ目に、家族と暮らす。これは常に母親だったのですが、これは、日本独特の話であって、例えば、父親とか兄弟はどうするのですか。今、兄弟の話というものがとても大きくなっているので、これに関して今度の計画で、前回も少し言及があったのかもしれませんが、ある程度、言及をしておいたほうが良いのではないかということを思います。アンケートの内容について少しご配慮をということと、家族関係をもう少し広く取ってというこの２点です。以上です。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございます。それでは、他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

少し外れるかもしれませんが、発達障がいのことで少しお話をさせていただきたいと思います。発達障がいには、別に地域生活支援課のほうから部会がありまして、ワーキングを設けて、発達障がいに特化したプランを策定していただいておりまして、現在もそれをしていただいて、来年度までおよそ８年間経過しているのです。その中で、今現在、お話をされているこのプランの中に取り入れていただいているところがありまして、「教育」では、資料で言いますと、３４ページに、発達障がいの幼児と児童に対する支援というところで、早期発見・早期治療という感じで、教育の方でやっていただいていたり、先ほどもおっしゃっていたとおり、家族支援でペアレント・メンターの言葉を入れてもらったり、それから、ペアレント・トレーニングとかそのような家族支援のところをたくさん入れていただいております。「働く」のほうでは、定着支援のところで、精神障がい者の人のところでやっていただいておりますし、また、医療の面でもこの頃、お医者さんにもご理解をたくさん、いただくことができるようにということでやはり、早期に診断をしていただくということで大阪府が昨年度からネットワークづくりということでそのようなことをしていただいております。

　そのようなことを発達障がいの部会でいろいろと話をして、ここで大阪府計画に統合してもらって、その方向性を同じようにご了承いただいて、ここに載せていただいているのだと感じております。このようなことを踏まえて、第５次計画のときにもまた、発達障がいの支援についてしっかりと位置づけていただけるように推進いただきたいと思います。

高等学校の方ではやはり、知的でない方もいらっしゃいますので、大手前高校が通級学級を作ってくださっていますし、「楽しむ」では、昨年度、映画会社からセンサリールームといいまして、感覚過敏の方が少しでも明るい映画館、音を小さくして聞く映画館ということで、一つしていただきましたので、そのようなことも増やしていただきたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございます。ご意見をいただきましてまた、整理をさせていただきたいと思います。何かありましたらお願いします。

○委員

　皆さん方のお話を聞いていて、少し私は、馴染むことができないという言い方は失礼なのですが、うちの会員さんに当てはまらないような項目が多いのですね。若い方がうちの会には入ってこないので、そのような若い方からの情報はほとんどない。先ほどの先生方がお話をしていただくような情報も僕まで届かないのですね。身近にそのような人がうちの会にはいないということが大きな要因だと思うのですが。ただ、うちの会員というか、会全体で高齢化した障がい者団体ですから、その方たちが、就労、今さら何ゆうてんねんという形もあるのですね。仕事をしなくてももう、よい年といった高齢の方ばかりなのですよ。そして、５０歳くらいで仕事をしたいと言っても、もうそれは、普通の人でも仕事はないのに、われわれは、当然、どこへ行っても仕事などはもらえないのですね。年金をいただいている方たちとともに生活している方がたくさん、いるのですが、その、少ない年金の中で何をしようかとか、どのようにして生きていこうかということを考えていることが多いのでね。楽しいことというのは、非常に難しいのではないかと。代わりに、われわれは逆に外に引っ張り出すことを考えて、スポーツというものを積極的に行っております。これは、体力維持・向上的なものが、地域の社会福祉協議会にあって、やっていただいているので、そのようなところにも行っていただくと。それ以外の方に関してはやはり、スポーツという名目で、フライングディスクをやれば、そんなに負担はかからないで行けるよとか、ボーリングの好きな人にはボーリング大会を何回かやったりしてね。楽しんでいただこうと。それから、今、ボッチャなどが少し出てきているのですが、そのようなことも時間のない中で、皆さんに集まってもらってやったりしています。

　私たちの会というよりは、障がい者団体が、どこの障がい者団体も、身体障がいと名の付く所は本当に年寄りばかりですから、体を使うようなことはほとんどできないのでね。そして、ここに載っていますように、買い物に行ってもお金がないとか、遊びをするにもお金がないとか。それでは、お金の掛からないいろいろな遊びをしましょうということで、うちの会としてはやっているのですが、皆さん方の悩みを聞いて、本当にこちらは恥ずかしくなったような状態でございます。もっともっと勉強させてもらいたいと思いますが、身近にそのような方たちとのお付き合いがないということが大きな要因かと思っておりますので、これですみませんが。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございました。世代によって、ニーズや必要なことも違うと思いますし、生きてきた時代というか、それぞれの世代で違うと思いますのでね。ご意見をいただくことができたと。団体としてきちんとご意見がいただけたのではないかと思います。ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員

　全ての生活場面において、聴覚障がい者として、一番大切なことは何なのかと申し上げますと、やはり、情報保障ということになります。昨日、産経新聞で、聴覚障がい者が情報を得るということについて、それの一番、多い数字は何かということが載っていました。スマホが今は、一番、多いという結果が載っていました。文字で視覚的な情報が入ってくる。手軽に情報を得ることができるということで、そのような結果だったのだろうと思います。

　次に、「楽しむ」場面ですね。聞こえない人の場合は、映画とか番組にも字幕が付きます。ただし、実際は、字幕付きの時間が、期間が本当に短いです。平日の朝の時間帯だけとか、そのような状況になっているので、気軽に見に行くことはできません。

　また、「学ぶ」場面でも、ｅラーニングがあるのですが、実際にやってみると、動画で音声だけで字幕がないという。それでは聴覚障がい者は学ぶことができません。はっきりと字幕を付けるべきというそのようなガイドラインには規則的なところがありません。それが、主催の方の判断にゆだねられているという状況です。これが、新しい計画に、ガイドラインにきちんと載せることができれば、途中で聞こえなくなった人にも、きちんとした情報、そのような環境整備ができると思います。

　学校現場におけるところで、聞こえない人の場合は、聴覚支援学校と一般の学校の難聴学級とかそのような所に通学していることになっています。聴覚支援学校の一番の強みというものは、目の前に同じ、聞こえない先輩方がいるということです。ロールモデルがいるということです。それは、聞こえない子ども自身が、将来の自分をイメージすることができるということですね。また、その保護者にとっても、自分の子どもが将来、このような聞こえない大人になっていくというイメージができて安心できるということです。そのような意味で、大阪府立中央聴覚支援学校は、幼稚園から高等部までかけて学ぶ所ですが、そのような意味では強みがあるということですね。

　難聴学級では、協会が大阪府から手話講座の委託事業をやっています。難聴学級の支援学校１０名が受講していただきました。全く、手話をご存じない方でした。残りの５人の方は、少しは手話をご存じだったのですが、まだまだ、通訳ができるというレベルではなかったのですが、そのような方に手話を学んでいただくことができました。板書をする、口話を使う、そのようなことになってしまうと思います。

　１８００年代にイタリアのミラノで世界のろう教育会議が開かれました。そこで、ろう学校の中で、手話教育は必要ではないと口話教育があるべき姿であるという決議がなされました。しかし、２００６年に再び、その同じ会議の中で、ミラノのときの決議は誤りであったと、それまでのことを覆す結果が出されました。そのときから、口話教育は限界があるということです。もし、口元を隠されてしまうと、子どもたちは授業がわからないのですね。遠くから見てもわかりにくいということです。知っている人同士であれば、何とか、口話で読み取ることができるのですが、初対面の人の口話を読み取っていくということは、できないことなのです。聞こえない子どもに対してはやはり、手話が言語として一番、必要であるということ、または、筆談という方法が一つのツールになってくるのだろうと思います。

　先ほど、朝日新聞に載っていました、新生児スクリーニングのお話をしていただきましたが、スクリーニング検査が広がっていって、それは良いことですが、ただ、聞こえないと分かった後ですね、人工内耳であるとか、口話教育などそのようなことだけではなくて、手話を獲得する環境。そのようなことの大切さ。それらの情報が無い、そのような説明が無いのですね。

　大阪府が昨年度にネットワークを作って、新生児聴覚スクリーニング調査についての会議を開かれました。制度やそのような環境を作っても、そのことを周知されないと、どこに自分は相談を持って行けばよいのか戸惑う、そのようなことが多いと思います。もっと気楽に相談ができるような、幅広い周知を求めていきたいと思います。以上です。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございました。続けていかがですか。

○委員

　すみません。障がい者ではなくて、私どもは難病で苦しんでいる者ですから、本当に、障がい施策につきましては、勉強不足なのですが、難病患者の立場として少し学校とか、就労などのお話をお願いしたいのですが。

　学校なのですが、小児慢性特定疾患は条件がありますので、学校は無償化になるのですが、２０歳になりますと、やはり、トランジションといいますか、一般の人と同じように助成が無くなって、保険も３割負担となってきますので、働くことのできない学生さんなどは、困っている状態で、とにかく、トランジションを続けて、例えば、大学を出られるくらいまでは、助成をしていただきたいという意見が本当にたくさんあります。

　家庭の方も、子どもを長い目で見て育てて来ているのですが、貯蓄の方も十分ではなくて、やはり、在学で苦しんでおられるということもありますので、できれば、大学を出られるまで助成をしていただければということが私たち難病患者のお願いなのですね。

　それから、就労につきましても、障害者総合支援法ができましたので、難病患者も障がい者と同じようにということをいつも言われているのですが、大阪府の職員採用におきましても、難病者は入れてもらえていないのですね。だから、やはりそこに差別が生じているのではないかと私は思っております。だから、一般の方と同じように難病患者は応募してくれということなのですが、では、何のために障害者総合支援法があるのか、できたのかということで、障害者基本法も障がい者。私たち難病者もやはり、障がい者と同等に採用していただきたいという思いです。

　それから、「楽しむ」ということなのですが、難病患者はあまり動くことができませんので、コーラスとかカラオケとかそれから、絵画ですね。そのようなもので楽しんでおりますが、やはりそれは、リハビリの一つに過ぎなくて、やはり、外に、郊外に出ていきたいという思いがたくさんあるのです。しかし、長時間、外に出るということはなかなか無理なことなのですが、障がい者の方々にもぜひ、お勧めしたい所といたしましては、私は、東大阪に住んでいるのですが、ちょうど山の中腹くらいに生駒のセンターハウスというものがありまして、障がい者の方、車椅子の方がたくさん、行かれているのです。そこは、本当に大阪平野が一望に眺めることができる所で、お弁当を開いて食べながら障がい者の方が楽しんでおられて、うらやましいと思って眺めたのですが、桜の咲く頃とか、紅葉の頃非常にたくさん、ドライブに来られています。でもそこは、車でないと行くことができませんので、やはり、車の確保というものが、車の手配が難しいですね。だから、車の手配ができて、障がい者も楽しめる所として、一度、そのようなコースを組んでいただければと思います。難病患者も日帰りくらいでしたら何とか行くことができますので、大阪府のほうでも車の手配やそのようなものをお願いできないでしょうかという感じです。今、思いついたところではそのようなところなのですが、よろしくお願いいたします。すみません。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございます。難病患者の方々は、なかなか手帳がもらえないとかいろいろな理由で障がい者施策とは区別されているところはあると思うのですが、必要なニーズという点では、やはり、障がいのある方も難病の方も変わらないということは多くあるので、この会に出席していただいたりとか総合支援法の対象になってきていると思いますので、どうぞいろいろなニーズをこれからもおっしゃっていただければと。

○委員

　難病のことを知っていただきたいですね。そのとおりだと思います。はい。

○黒田部会長

　そうですね。そのために来ていただいている。そのとおりだと思います。よろしいですか。

○委員

　中小企業家同友会なのですが、全都道府県にありまして、４６，０００社が所属している企業団体です。唯一、企業団体の中で、障がい者問題に取組んでいる団体でございます。今日は、このアンケートの調査に絡めて、私たち、企業のほうの実態調査のデータがちょうど出ていたので少し、ご紹介をしたいと思っているのですが、２０１８年の１１月から２０１９年の２月の間にインターネット上で大阪府だけですが、企業にアンケートを取りました。回答が３５０社ありまして、中小企業家同友会の中の内訳で言いますと、４９人以下の企業が実に９０パーセントを占めておりまして、雇用義務がないという会社がほとんどです。その中で、アンケートの中で、法定雇用率という言葉ですとか、障害者差別解消法、合理的配慮、そのような言葉を知っていますかというアンケートに対しての回答がですね、５０パーセント以下で、法定雇用率に関しては、６２パーセントくらいが「知っている」という回答が出ていました。これは、多いか少ないかの判断になると思うのですが、実際に増えてきていると判断しています。

　それと、実際に雇用も増えてきているというのが現状です。なぜかというと、中小企業に若い、新しい人が入ってこないからということも背景にあるのですが、人がいないから障がい者を雇用するのかという安易な感じな所も少しあるのですが、実際に雇用は増えているので、そこは良しとしようというところではあるのですが、実際に同友会の中で、雇用しているという企業と過去にしたことがあるという企業がこのアンケートの中では、２４パーセントの会社が「雇用したことがある」もしくは「雇用している」という状況です。

　実際に、このアンケートの内容からいうと、雇用を受け入れている会社の特徴としては、自分の所の会社だけではなく、社会とのつながりということをとても考えている会社が多いというデータが出ています。実際に、関心がないとか、障がい者の雇用をしたいけれどもしていないという会社はやはり、どのように雇用すれば良いかとか、障がい者のことを良く知らないということが現状にあると思います。僕たちがやっていることは、支援学校の見学会とか、雇用している企業の見学会などを催しまして、色々な一般の会社の人に実際のことを知ってもらうと。障がい者と聞くと企業側は、どうしてもかなり重度な身体障がい者のことをイメージしたり、しがちなのですね。会社を改造して、エレベーターを付けなければいけないのではないかとか、完全にバリアフリーにしなければいけないのではないかということが先にきてしまうので、「うちでは無理」という言葉が先に出てしまうのですね。実際に仕事を分類していくと、ちょっとした打ち込みであるとか、そのような仕事は、小さい会社でも出てくるということを周知していこうと広めていっています。

　このアンケートの中で、僕が気になっていることは、「働く」というところに対しての実際に大阪府で雇用されている企業さん側の会社のデータがあってもよいのではないかと思ったりもしますし、僕たちもそのようなアンケートを取って、兵庫教育大学の先生と少しタイアップをして、取っていっています。徐々に広げていって。

　働くことを世の中では義務といったりするのですが、僕たちは、権利だと思っているのですね。やはり、働くことによって、自己の成長があったり、楽しみであったりですとか、さらに、その収入を得ることができるというところで、社会人になるともう、ほとんど、仕事場で過ごすわけですね。そのようなことを障がい者の方にも提供していく、そのような場所を作っていくということは僕たちの義務でもあると考えております。以上です。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございました。では、お願いいたします。

○委員

　私は、個人的に児童発達支援ですとか、障がい児の入所施設の所で働いていたという経験が長くありましたので、まさしく、この章に身を何十年か置いてきたというところで、本当に、実体験の中からの意見ですが、お話をさせていただきたいと思います。

　新法ができました平成２４年を境目にして、以前と以降と非常に様変わりをしていると実感をしています。一つは、検診後の支援の充実というところでございます。確かに、受給者証がなければ専門の療育にかかることができないというところの線引きのところで、障がいを認めにくいというような状況。もしくは、診断をつけるということに至らないようなお子さんのフォローがだんだんとできなくなっているという現状がありまして、このあたりを地域の保育所や幼稚園などがインクルーシブ教育・保育というような観点からもよく頑張っているというような現状に代わってまいりました。それと、第二種の社会事業ということになりましたので、ＮＰＯ、有限会社、色々なところが参入をしております。社会福祉法人だけではなくて、事業所として色々な形で特化した専門の教育などをしている事業所なども増えました。

　ただ、これまでの歴史の中で、医療と福祉とそれから、保健と、という形で市町村の中で通園施設がいわゆる、発見から療育に、小学校の就学にという流れをうまく、システム化していて、つなげているというセンターは、うまく継続してやっておられますが、新しく入ってきた事業所が地域とのつながりは手薄になっていて、利用者の方々のフォローがなかなかやりにくいといった状況もあったりします。

　それでも、児童発達及び放課後等デイサービスには、平成２９年と平成３０年にガイドラインがそれぞれ出ました。このガイドラインの中で言われている、基本的な支援というものが、発達支援です。それともう一つが、親支援です。もう一つが地域支援。これをするようにということでガイドラインが出ています。

　だから、我々は大阪府にお住いの方々にどのような支援をするべきかということを考える上で、この３つの支援はやはり、外すことはできないだろうと思っています。いずれも親支援の協調をしたほうが良いというお話は、先ほどまでも出てきていますが、特に、放課後等デイサービスが、いわゆる、預かりに近い状況で運営されているところがまだまだ多いというところなどを考えますと、障がいのある子どもというのは、小さいときにトレーニングをしたからそのまま大きくなることができるというわけではなく、その節目、節目に新たな課題や問題があって、それを克服していくための応用力・適応力・コミュニケーション力、このあたりを使っていかなければいけないわけですから、発達ということと、適応力というものの両方を育てていかなければいけないと思っています。

　このあたりで言いますと、放課後等デイサービスが児童期における今後、大人になっていったときに必要なスキルを獲得する療育の場になるべきだと思うのですね。そのような意味では、平成３０年から自己評価の結果を公表するようになっているというように放課後等デイサービス、それから、児童発達支援のこの結果は、きちんと拾い上げて分析をしていくという必要があって、その結果に基づいた支援というものを考えていくべきだと思います。

　アンケートの色々なところで、「学ぶ」のところで書いておられました、「学校が遠いから通学が困難」、それから、「授業などの内容がわかりにくい」、このあたりは、実際に車椅子に乗って公立の高校に通っていた子どもが、通学困難ということで、辞めるということになってしまったということに出くわしてみたり、高等支援学校に通っている子どもが、先生方が高いレベルの就職を要求してくるということで、無理かなと思ったけれども、先生の期待に応えなければ、と思って就職したけれども、うまくいかなくて、辞めてしまったというケースは、本当に多くて、就職率ばかりを追うのではなくて、このあたりはやはり、定着ということに視点を置いた取組みをしっかりとするべきではないかと思っています。

　そしてもう一つ。このような教育や保育に関わる先生方の育成の視点というものも非常に大事だと思っています。今、教員の過程の中で、障がい児を教育するという視点の授業というものはあまり、取られていないというところが多いと思います。いきなり、現場で障がいを持っている子どもの教育を担うという負担。このあたりを考えますと、先生になるための教育の過程をもう少し変えていくべきだと思いますし、実際に現場で困っている先生方を誰が、どのように助けていくかという視点ですね。このあたりの支援の形も必要だと思います。

　とてもたくさんあって困るのですが、あと、もう一つですね。重度心身障がい児の教育についてですが、医療的ケアを必要とする子どもさんの教育については、人工呼吸器それから、痰吸引、このような医療的ケアが必要だから、看護師もしくは、それに代わる家族が付かないと登校できないという課題が多く見られます。バスに乗っていくことができないので親御さんがということになります。このあたりで、訪問学級という形はありますが、毎日、先生が来てくれるというよりは、週に何日かということになります。呼吸器を付けて学校に行くという体力的な不安がある方もおられますので、通級ということだけに重きを置くというよりはこの、訪問学級、家庭に先生が来て教育をするということにも支援を広げるということも考えていく必要があるのではないかと思います。

　これが最後です、「楽しむ」という視点のところですが、楽しむということは、やはり、質の良い体験ですとか、幅の広い体験をしてこそ、楽しむという感情を体験できるわけですよね。障がいのあるお子さんというのは、色々な環境に過敏さがあったりとか、わからないことへの適応力がうまく、伴わなかったりすることで、外出する機会が少ないということが多くあります。やはり、大人になって、楽しむということをいきなり、さあ、やりなさいと言っても無理ですから、児童期から広くそのようなことに触れさせるという経験を積むということは大事だと思います。そのために、今、とても使い辛い市町村事業ですが、移動支援ですね。これをもう少し幅広く使うことができるように市町村で使える、使えないがないように、今は、使える市町村と使えない市町村があるわけですが、どこに住んでいても同じようなサービスを受けることができるということも発展させていただきたいですし、私は、ヘルパーの事業所もしておりますが、旅行に行くとか、少し離れた所に外出をするというと、移動支援に付くヘルパーは、８時間以上、働かなければいけないという制限が出てきて、これに携わってくれるヘルパーがとても少ないです。８時間という労働時間を守りたいという人も多くおりますし、超勤が付きますと、２５パーセント上乗せで、賃金を出していかなければ８時間以上、移動支援をしたからといって、それだけお金が増えるわけではなかったりしますので、そのような意味では、広く、多くの方が使うことができる移動支援のサービスというところにも広げて考えていくことができるようになればよいと思います。はい。たくさん、話をしました。すみません。以上です。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございました。一応、１６時までが会議なのですが、この部屋自体は、１６時１５分くらいまでは使うことができるそうですが、予定より早く終わりたいと思いますが、まだ、ご発言いただいていない方で今までにないようなご視点があればいただきたいと思いますが。

○委員

　まずやはり、それぞれの分野の中で、なかんずく「教育」というところは大切なところではないかと思いまして、法律相談を受けた中でやはり、印象に残っておりますのは、障がいをお持ちのお子さんが普通教育の学校に行くということで、先ほど、お話がありましたように、なかなか、入学が認められなくて、最終的にその場合は、「お母さんが朝からずっと、何時何分から一緒に登校して、一緒にいる、それが条件である」ということでですね。その後、何某か、この要望、合理的配慮といいますかね。学校に要望を言う度にモンスター扱いされているという、非常に切ないといいますか、そのようなご相談で切々とお話を聞いたことを覚えております。

　そのようなところから、やはり、子どもたちに対して、分け隔てなく、相手を尊重してと平等を教える側がこのような態度でやっていれば、子どもたちにとっても空々しいというか、心に響いていかないのではないかと少し、感じているところです。

　また、資料１－１の表１ですかね。職場でも学校でもそうなのですが、やはり、「障がいの特性を理解して欲しい」とか、「自分のことを理解して欲しい」というところの困りごとというものが出ています。やはりこれは、障がいのあるなしに関わらず、誰も一緒なのではないかと感じました。自分のことを理解を置いておいて、一方的に校則とかきまりですね、そのようなものを求められるとか、そのようなところで心が折れそうになるというのは、障がいをお持ちの方もそうでない方もそうだろうと。教育の場がやはり、一番、社会の中でそのようなことと向き合う場ですからね。その他には、いじめとかあるいは、的外れなアドバイスだったとかそのようなことがあるということも。一つの方向性としてスクールロイヤーといいますかね、現在でも一定程度、大阪弁護士会の弁護士が特に対応困難なケースの場合には、学校のほうにアドバイスに行くという制度が大阪弁護士会にあるのですが、これをもっと、教育の場で推進していただくことができれば、一つの活力といいますかね、突破口になるのではないかと考えました。

　あとは、先ほど、直前にご意見があったことと同じで、やはり、「楽しむ」とか、就職をとおしてですね。れいわ新撰組の議員さんで話が沸騰しておりますように、やはり、移動支援ということが大阪府のどこでもくまなく保障されないと行くことができないと。このようなことがそもそも場所によって違っているということ自体が本来の障害者権利条約に反していることで、誰もそのようなものをあまり正面から言わないのですが、そのような意味では、これは、大阪府を超えて国の制度ということになるのかもしれないのですが、いかに、移動支援という最低限ですね。健常者の方と最低限のスタートラインに立つことができるところですから、それは、生活保護における生存権と同じように全国一律でやることができるようなところを目指すべきであると考えています。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。時間があまりないですが、途中、ポイントが最初のほうだけで終わってしまったと思いますので。事前にかなり、準備をしてくださっていると思いますので、１５分までで。５、６分ずつくらいしか時間がないかと思いますが、少しご意見をいただければと思います。もし、時間がなければ文章でいただければと思います。

○委員

はい。すみません。「働く」ということについてですが、自立通勤をされている方でもいろいろな課題があるということが現れていると思いますので、今回は、通勤・勤務の介護制度も府知事が言っておられますので、ぜひ、作っていただいて、先ほど来出ていますように、肢体障がいだけではなく、視覚ですとか、知的の人とかいろいろ通勤し続けるということはかなり大変なところでもありますので、そのようなしんどいところを幅広く対象にしていただくことができればということが一つ。

　それから、就労のほうで、就労継続支援Ｂ型の平均工賃１万円未満で減算されるということが去年から始まりまして、知り合いの所でも３００万とか５００万、減算になっているという問題があります。なぜかというと、特に精神障がいの所で、毎日、通われるわけはないので、少日数短時間利用の所などが激減しているという問題がありますので、ぜひこれは、基盤を守るためにも国への働きかけをお願いしたい。

　それから、障がい者医療費助成についても、データを見ていると、毎日、通院しているとか、週に３回通院しているというものが１０％くらい、おられるのですね。そして、６５歳以上では、１８％もあります。やはり、大変な状況であろうと思われます。ただ、来年末以降また、経過措置が切れて、６５歳以上の中・軽度が切られるということがありますが、これは本当にね、そのまま実行されるのか、それともやはり、低所得の人をさすがに守らなければいけないだろうということも含めて、議論されるのか、ということでぜひ、検討会を開いていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

　それと、この前もわかってきた問題で、訪問看護と訪問リハは６５歳になると、介護保険が優先ということで、もう、無理やり１割負担になる。そして、医療費助成から外れてしまうということがわかりました。今まで３，０００円で済んでいたのが僕の知り合いなどでも「月１万円をリハビリで使っているよ」という人が出てきています。これも含めて、医療費助成の検討をお願いしたい。

　それから、入院の拒否事例がやはり、少しですが見られます。医療を受ける権利がまだまだ十分、保障されていないので、その啓発とか研修をどのように進めるのか。どのような障がいがあっても受け入れられる医療機関を増やすということが課題だと思いますので、今、脳性マヒとか、脊髄損傷は、地域医療ネットワークというものを大阪府でされていますよね。その対象を拡大するとか、医療機関への差別解消の働きかけですとか、入院時の重度訪問介護の利用などをどのように進めるかということも課題であると。

　それと、この前も課題となっていますが、医療上の処置を受けようと思うと、本人同意が問題にされて、知的の人が大けがをしているのに、放置されたという問題なども出てきています。意思決定支援の問題がやはり、どの病院でもありますので、そのあたりの課題についても触れていただきたい。

　それから、前回、言い忘れましたが、強制不妊手術の問題は、ここに載せるのか、「尊厳」の項のほうがよいと思いますが、この問題について必ず触れていただきたい。今現在でも請求は、１１件ですよね。一時金、これ、６００件もあったといわれているのだけれどもこのままで済ませるのか。もちろん、周知は必要ですが、やはり、再調査をお願いしたいと思っております。

　また、新型出生前診断の問題も障がいの選別がありますので、その問題についても触れていただきたい。

　それから、「楽しむ」ということは、非常に障がい者の地域生活で大事なのですが、やはり、お金がないとか、友達がいないという、楽しむことができない状態にある人がかなり多く出ていると。それぞれ、表の５でどれを見ても「ストレスあり」が７０％くらいなのですが、これは、日頃のストレスなのか、その場でストレスを抱えておられるのかよくわからないのですが、本来、楽しむことができる場でも「ストレスあり」が７０％ということは、かなり異様だと思っています。そして、交通機関だとか、介護の体制の問題など、いろいろ楽しみにくい状況がありますので、全ての障がい者が他の者と同じように楽しむことができる環境や支援をどのように作っていくのかということで。設備面では、よくあることは、どうして車椅子が映画館では一番前で見なければいけないのかとか、野球場でも車椅子の前にフェンスがあって見ることができないというような声もあります。これは、町づくり条例でしょうか。やはり、障がい者の席について、きちんと配慮されるように基準ができないか、ガイドラインを作ることができないかという話があったり。せっかく、なかなか外へ出ることができないのに楽しむことができる機会を大事にしていただきたいと思っております。一つは、設備面。

　それから、未だにガイドヘルプが宿泊旅行を認めていない市が非常に多い。このあたりもやはり、何とかして欲しいと。どのような場でも楽しむことができるようにということであれば、そのような不当な制限はもう失くしていくというような姿勢を示していただきたい。

　それから、この「楽しむ」という章は、もともと、障がい者スポーツ活動かボランティア活動か、芸術・文化活動くらいしか楽しむことができないというように書かれていたことが前回、問題になりまして、「普通に皆と同じように楽しみたいだけだということが全く、ないではないか」ということでいろいろと付け加えていただいたのですが、具体的な取組みと目標においては急いで入れたので、全然、何も書かれていませんので、それも評議をお願いいたします。以上です。すみません。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。では、委員。

○委員

ごく簡単に。２点なのですが、その前提として、「働く」という問題については、皆さんがおっしゃるとおり全面的にそのとおりだと同意します。１点目が、この「医療」にかかる部分なのですが、この基礎資料がリハビリテーションにかかるそのデータが平成２８年度のデータがベースになっているのですが、維持期のリハビリテーションについては、ご承知のとおり、平成３０年の診療報酬改定で大きく、変わっています。特に、疾患別リハビリテーションについては、日数条件が厳格に取られてもう、経過措置が外れていますし、先ほど、委員もおっしゃったように６５歳以上の方については、１年間の経過措置を経て、全て、医療リハビリではなくて、「介護保険からのリハビリを受けなさい」となって、今年の３月をもって、医療からリハビリテーションが提供されなくなったのですね。そのような大きな変化。

　あとは、もう一つ、重度障がい者医療費助成、大阪府の助成制度の扱いの変化。そのような変化をやはり、加味して、今後の計画を作るわけですから、今現在、そのような変化が起こっている中で、過去のこのデータだけでいろいろとこれをベースにして議論をしてよいのかというところは、１点、少し考えどころとしてはあるのではないかと今、考えています。

　最後にもう１点なのですが、「楽しむ」ということなのですが、こちらに関してもやはり、その楽しみのメニューが消費生活の中に組み込まれる、商品としてのその楽しみの、何というのでしょうか、楽しむ商品を購入する、サービス商品を購入するということが大きなベースになっているのですが、やはりその地域の中で、公共のつながりの中で、障がい者の方が主体的に楽しむ場といったものが、このような消費商品だけで埋められていてよいのかということはありますので、そのようなものをどのように形成していくのかという視点がやはり、大事なのではないかと。自らも主体的に、例えば、同好の士を募っていろいろなサークル活動などをするということが、一定、健常の方についてはやはり、可能だと思うのですが、障がいのある方については、それなりの支援がやはりいると思いますので、そのような視点からの「楽しむ」という立て方ですね。そのようなことも考えていかなければいけないと思います。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。あと、１分ちょっとずつくらいしかないのですが、委員から何かありましたらお願いいたします。

○委員

はい。お時間も短いので手短に。一つは、連携といいますが、つなぐといいますか、教育、「学ぶ」というところでもそうなのですが、やはり、嫌な思いをしたことがあるとかいう体験のところなどでも、学校だけの話ではなくて、福祉と教育の連携といいますか、例えば、小学校・中学校・高校とわれわれでしたら自分のことを、なかなか上手には言えないのですが、ああだ、こうだという話は言うことができる。しかし、言いにくいというところの部分の方がたくさんおられる中にいるとやはり、今の制度でいいますと、相談事業所であったりとか、基幹相談等々の重要性といいますか、つないでいく役割ということがとても大切になっていくのではないかと思っております。ただ、なかなか市町村事業ではあるのですが、今の相談支援事業所が非常に運営が厳しいというところも少し付け加えておきたいと思っております。

　あと、「働く」というところなのですが、本当に雇用率は上がってきていますが、どなたかも委員の先生方がおっしゃっていました、数字だけの話ではなくて、例えば、私も就Ｂの中で委員が言われたように、制度設計で１万円を切るとなかなか運営が非常に厳しい。就労移行の制度とか、そこはそこで、「現場、頑張れ」という話は一方ではあるのだけれども、就ポツであったり、定着支援とかいう制度はたくさん出てきているのですが、やはり、数の問題であったりというところもあるのですが、一方で、企業さんなどといろいろ協力・連携していただきながらトライアル雇用に結びついたというようなことで、現場が喜んで「雇用できました、雇用してもらいました」という話があるのですが、やはりどうしても期間が終わると、次の方というようなその助成金というところも非常に良い部分と悪い部分というのですかね。助成金が切れるとでは、次の方という話になるケースもままあって、現場としても本人も観てもらうことができれば何がうまくいかないのかというところで、ここがという話があればよいのだけれどもなかなかそこの部分というのもまた企業さんなどとも連携しながら意見交換ができるような話であったり、制度設計ができればよいのではないかと思います。

　あと、最後に「楽しむ」というところですが、分析結果のところに「家でゆっくり過ごす」と。これも何人かの先生、委員の先生方が言われていましたが、「家でゆっくり過ごす」と答えた人が最も多いと。では、それしか選択がないのではないかという疑念が少し湧くかなと。いろいろな、自分が選択をできる中で、「今日は家でゆっくりしておきたいな」と。先ほど言われたスポーツか、音楽かという話ではなくて、例えば、テレビゲームであったりとか、友達と一緒にいるだけであったりとか、そのように選択できるような経験を積むことができるような環境、地域設定のようなことができないかと。選択できる暮らしこそがやはり、豊な暮らしではないかと考えます。

　あとはすみません。少し余談に近いのですがごめんなさい。言葉遊びになるかもしれませんが、リクレーションの観点からしても、余暇活動と、よく、余暇という言葉が使われるではないですか。この余暇というものが、言葉遊びになってしまいそうですが、余った暇とか、仕事の合間というようなところというものは非常に何かもったいないのではないかと私自身は思っておりまして、そのような意味でいうと例えば、その生きがいの時間であったりとかいう言葉、多様性を認める、その言葉から変えていくということも一つの考え方かなと思ったりもしています。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。何かもしあれば。

○委員

多様化とか個性を認める教育という者が必要なのではないかと。それは、障がい者の方への教育ではなく、障がいの有無に関係なく、皆に通じることではないかと。その個性を認めないというか、違う人間というものを変な目で見るというような風潮がなくなればより、心のバリアフリー化が進むのではないかと。どうしても、日本は単一的な民族であるかもしれないのですが、全体的に個性を認めないとか、皆同じがよいというところで、流れているのではないかと。

　今日も見ていただくとわかると思いますが、男性の格好がほぼ同じではないかと。個性が感じられない。私自身も違う服装をする勇気はないのですが、やはり、そのようなところからして、理解を得にくいような風潮があるように感じるのですが、教育というものはそのような部分があると。しかもこれは、たぶん、変えるには非常に時間がかかっていくと思います。その点、先ほど、委員が言われたようなＩＴとか、科学技術の発達というものが、これがかなり速いと。せっかく、２０２５年に大阪で万博（万国博覧会）があるのですから、そのあたり、一つ、このような形でバリアフリー化を進めるようなツールというものを盛り込んでいただくことができるように働きかけていただけないかと。

　仮に、自動運転などが非常に発達すると、通勤の問題とか、わりと車が少ないのでそのような所であれば、郊外型であればある一定、解決するのではないかという気がするのです。

　教育についても、働く場についても、遊びの場についても、そのような科学技術がある程度、解決してくれる部分も多いのではないかと。これは、人の心を変えるよりも早く進む可能性が強いと思うのです。ぜひ、この万博という大きな部分があるのですから、それを機に何とか情報発信をしていただきたいと思います。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。では、いただきましたご意見は、事務局で整理しまして、提言のほうに盛り込んでいきたいと思います。本日はどうもありがとうございます。事務局にいったん、お返しいたします。

○事務局

黒田部会長、委員の皆さま、ありがとうございました。なお、次回第４回は、１１月２７日水曜日の１０時から１２時で開催させていただきます。

　以上を持ちまして本日は終了させていただきます。ありがとうございました。